

令和3年度整備管理者研修実施要領（ハイタク事業者）

神奈川運輸支局 検査整備保安部門

1. 受講対象者

神奈川運輸支局管内の旅客自動車運送事業者（管内に所在する営業所等を含む。）において選任されている整備管理者で、次の方が受講対象になります。

① 令和2年度整備管理者研修を受講していない者

② 整備管理者として新たに選任された者

新型コロナウイルス感染拡大防止のため、会場で定める定員が少なくなっております。上記以外の方（補助者等）の受講は控えていただくようお願いします。

2. 実施日時及び会場

令和3年11月1日（月）

横浜市保土ヶ谷公会堂 横浜市保土ヶ谷区星川1-2-1

13:00～16:00（受付 12:00～13:00）

※会場が例年と違うので、ご注意ください

3. 研修内容

(1) 整備管理者の実務について

(2) 整備管理者制度について

(3) 最近の主要法令・通達関係について

4. 研修資料

令和3年度整備管理者研修資料（テキスト代が必要になります）

5. 当日の携行品

- ・筆記用具
- ・整備管理者手帳
- ・マスク

6. 講師

(1) 車両管理業務経験者等で整備管理の実務に精通している専任講師

(2) 神奈川運輸支局 陸運技術専門官

7. 研修修了の証明

当該整備管理者手帳の研修修了証明欄にその証明を行う。

8. その他

(1) 予約は不要です。当日会場で受講票の記載をお願いします。

(2) 研修当日は体温の測定及び体調状態の確認をしてください。異常があった場合または2週間以内に発熱や感冒症状のあった方は受講を控えてください。

- (3) 研修会場では検温を実施しております。発熱等がある場合には受講をお断りします。
- (4) 研修会場ではマスクの着用をお願いします。マスクを着用していない場合は受講をお断りします。また、会場では受付場所に消毒液を用意していますので、必ず手・指の消毒をするようお願いします。
- (5) 会場内では密を避け、人との間隔をとるようにしてください。また、着席中の会話を控えるとともに咳エチケットに等にご協力ください。受講者相互及びご自身の予防措置の徹底をお願いします。
- (6) 各会場とも駐車場がありませんので、各会場への来場は、公共交通機関の利用をお願いします。
- (7) 新型コロナウイルス感染拡大の状況により、急遽、開催の変更又は中止とさせていただく場合があります。その際は、神奈川運輸支局ホームページにてご案内いたしますので、開講前にご確認の上、ご来場ください。

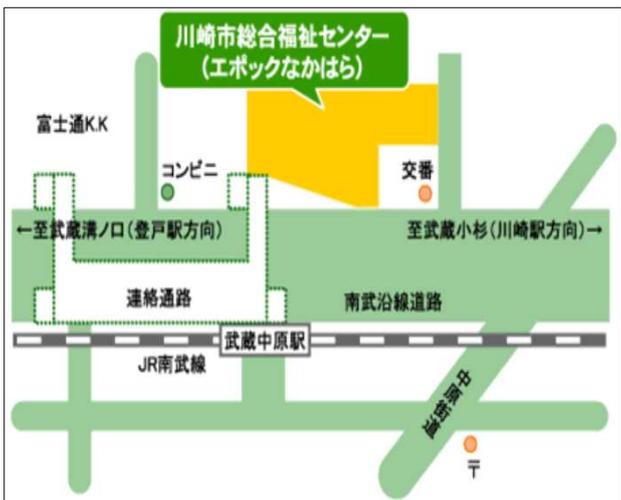
神奈川運輸支局ホームページ

[http://www.tb.mlit.go.jp/kanto/s\\_kanagawa/seibi\\_about.html](http://www.tb.mlit.go.jp/kanto/s_kanagawa/seibi_about.html)

# 令和3年度整備管理者研修会場のご案内

## 川崎市総合福祉センター (エポックなかはら)

川崎市中原区上小田中6-22-5  
JR南部線 武蔵中原駅下車徒歩1分



## 海老名市文化会館

海老名市めぐみ町6-1  
JR相模線・小田急小田原線・相模鉄道  
海老名駅下車 徒歩5分



## 藤沢市民会館

藤沢市鶴沼東8-1  
JR東海道線・小田急線・江ノ電 藤沢駅下車 徒歩10分



## 保土ヶ谷公会堂

横浜市保土ヶ谷区星川1-2-1  
相鉄線 星川駅北口下車 徒歩3分

